

2016年 7月

お客様各位

中央労働金庫

### 平成28年熊本地震により被災された当金庫ローンご利用中の皆さまへ

このたびの平成28年熊本地震の被害を受けられたお客様に対しましては、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

〈中央ろうきん〉では、本地震以降、被災されたお客様の災害復旧等に向け、主に金融面からのサポートを行い、「緊急特別融資制度」等の取り扱いを行ってまいりました。

このたび、〈中央ろうきん〉にて既にご融資をご利用いただいている被災された皆様に対しまして、下記のとおり、返済猶予およびお支払利息の返戻を実施させていただくことといたしました。

つきましては、下記をご参照いただき、対象に該当される場合には、お取引いただいている〈中央ろうきん〉取扱店までご連絡くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 返済猶予

本地震により被災された、〈中央ろうきん〉にて既にご融資をご利用いただいているお客様に対し、お客様の申し出により、一定期間元利金のご返済を猶予いたします。なお、返済猶予期間中のお利息はいただきません。

	概要
対象となる方	本地震により被災された当金庫既往融資（証書貸付・カードローン・Ring）利用者のうち、生活再建や復旧等を優先するため返済猶予をご希望されるお客様。 ※ 原則、本地震発生時点で返済に遅れの無い口座が対象となります。
受付期間	2016年9月30日（金）受付分まで
返済猶予期間	毎月返済3回（お申し出によりさらに3回）まで 加算月返済1回まで
返済猶予期間中の取扱い	(1) 返済猶予期間中は元利金返済額のご返済が不要となります。 (2) 返済猶予期間中のお利息はいただきません。 (3) 返済猶予をご利用されると、返済猶予期間分、最終返済期日が延長されます。 (4) 返済猶予期間中の追加保証料はいただきません。

※ 詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

## 2. お支払利息の返戻

〈中央ろうきん〉にて有担保ローンをご利用いただき、本地震によりご自宅（担保物件）に一部損壊以上の損害を受けたお客様に対し、お客様の申し出により、当該ローンのお利息の一部を返戻いたします。

	概 要
対象となる方	〈中央ろうきん〉にて有担保ローン（住宅関連資金）をご利用中で、本地震によりお借入ご本人様が居住する住宅（担保物件）に一部損壊以上の被害を受けたお客様。 ※一部損壊以上とは「罹災証明書」に記載された被害の程度が、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊のいずれかに該当する場合を指します。 ※被害の程度が記載された「罹災証明書」の写しをご提出ください。
対象となる口座	2016年4月末時点でご利用中の口座で、返戻お申し出時点でご返済に遅れのない有担保ローン（住宅関連資金）
受付期間	2016年12月30日（金）受付分まで
返戻の方法	毎年2月末の残高の0.10%（100円未満切捨て）を4月末までにご返済用口座へ返戻いたします。
返戻期間	3年間（2017年・2018年・2019年の各4月末） ※ただし、対象年の各2月末を基準にご返済が遅れている口座についてはお支払利息返戻の対象外となります。

※ 詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

以 上